

宮 城 県 公 報

令和 7 年 6 月 17 日（火）
定期第 609 号

目 次

規則

- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築宅地課）

告示

- 特定建築物の定期調査における調査項目等及び調査を要する特定建築物について（建築宅地課）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

労働委員会

- 宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示（労働委員会事務局審査調整課）

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 119 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第1条 建築基準法施行細則（昭和46年宮城県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（完了検査申請書に添える書類）</u> <u>第28条 省令第4条第1項第6号の特定行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u> <u>（1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為である場合にあっては、同項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画に係る工事監理報告書</u> <u>（2）前号に掲げるもののほか、建築主事等が必要と認める書類</u> <u>2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる書類のほか、その必要と認める書類の提出を求めることができる。</u>	第28条 削除

第2条 建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第6条 [略] <u>（定期報告の調査項目等）</u> <u>第6条の2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により付加する法第12条第1項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準（以下この条において「調査項目等」という。）及び当該調査項目等に係る同項に規定する調査を要する特定建築物は、知事が別に</u>	第6条 [略]

定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年7月1日から施行する。

宮城県告示第399号

建築基準法施行細則（昭和 46 年宮城県規則第 21 号）第 6 条の 2 の規定に基づく調査項目等及び当該調査項目等に係る調査を要する特定建築物を次のとおり定め、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調査項目等

区分	調査項目		調査方法	判定基準
(1)	常時閉鎖又は作動をした状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(4)		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(5)	常閉防火扉又は戸（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 112 条第 19 項第 2 号に規定する戸に限る。以下同じ。）	各階の主要な常閉防火扉（人の通行の用に供する部分に設けるものに限る。）又は戸（以下「常閉防火扉等」という。）の作動の状況	常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3 年以内に実施した建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和 48 年建設省告示第 2563 号）第 1 第 1 号の規定に適合しないこと。
(6)	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3 年以内に実施した定期検査の記録が	換気設備が作動しないこと。

				ある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
(7)			換気の妨げとなる物品の放置	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
(8)	階段	特別避難階段	階段室又は政令第123条第3項第1号に規定するバルコニー若しくは付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(9)	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
(10)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(11)	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(12)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
(13)			照明の妨げとなっ	目視等により確認す	照明の妨げとなってい

			ている物品の放置	る。	る物品が放置されていること。
(14)	常閉防火扉 （政令第 112 条第 11 項に 規定する区画 を構成する常 閉防火扉に限 る。）	閉鎖又は作動の障 害となる物品の放 置並びに照明器具 及び懸垂物等の状 況	目視等により確認す る。	物品が放置されている ことにより常閉防火扉 の閉鎖又は作動に支障 があること。	
(15)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により 確認する。	取付けが堅固でないこ と。	
(16)		扉、枠及び金物の 劣化及び損傷の状 況	目視等により確認す る。	変形、損傷又は著しい 腐食により遮炎性能又 は遮煙性能に支障があ ること。	
(17)		固定の状況	目視等により確認す る。	常閉防火扉が開放状態 に固定されているこ と。	
(18)		各階の主要な常閉 防火扉（人の通行 の用に供する部分 に設けるものに限 る。）の作動の状 況	扉の閉鎖時間をストッ プウォッチ等により測 定し、扉の質量により 運動エネルギーを確認 するとともに、必要に 応じてプッシュプルゲ ージ等により閉鎖力を 測定する。ただし、3 年以内に実施した定期 検査の記録がある場合 にあっては、当該記録 により確認することで 足りる。	防火区画に用いる防火 設備等の構造方法を定 める件第 1 第 1 号の規 定に適合しないこと。	

2 調査項目等に係る調査を要する特定建築物

調査項目等の区分	特定建築物
(1) から (13) まで	法第 12 条第 1 項の規定による調査（以下「定期調査」という。）を要する特定建築物（次項に掲げるものを除く。）
(14) から (18) まで	定期調査を要する特定建築物のうち、政令第 14 条の 2 第 2 号に掲げる建築物（階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 平方メートルを超えるものを除く。）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 6 月 17 日

1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字大童 7 番 5 の一部、7 番 11、
7 番 16 の一部、7 番 1 の一部、17 番の一部（第 1 工
区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

宮城県労働委員会告示第4号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和7年6月17日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和7年6月1日現在)

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科長	令6. 4. 1
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	弁 護 士	令6. 4. 1
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	弁 護 士	令6. 4. 1
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授		令6. 4. 1
嵩 さやか	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授		令6. 4. 1
佐 竹 一 則	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会 事務局長		令6. 4. 1
北 舘 和 彦	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央副執行委員長		令6. 4. 1
佐 藤 友 彦	宮城県労働委員会委員 宮城民主医療機関労働組合書記長		令6. 4. 1
鈴 木 謙 一	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委員長		令6. 4. 1
新 山 齊	宮城県労働委員会委員 U Aゼンセン宮城県支部支部長		令7. 1. 1
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令6. 4. 1
伊 藤 光 芳	宮城県労働委員会委員	株式会社本山製作所 執行役員管理本部長	令6. 4. 1
小野木 克 之	宮城県労働委員会委員	株式会社河北新報社専務取締役	令6. 4. 1
飯 野 守	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会 専務理事		令6. 8. 1
菅 野 淳	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社人財部部长		令7. 6. 1
菊 池 弘 之	宮城県労働委員会事務局長		令7. 4. 1
笹 森 博 樹	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長		令6. 4. 1